

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、当たるの翌日)

平成三年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 変更事項

行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の基準となる額を引き上げること。

## 二 変更事項の施行の日

平成三年六月十一日

### ◆告示

次

行政書士会会則の変更の認可（地方課）

生活保護法による医療機関の指定（社会課）

生活保護法による診療所の廃止（〃）

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示の失効（商工指導課）

**鳥取県告示第四百九十七号**  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成三年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第四百九十六号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則の変更を平成三年六月十一日認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
瀬川医院	鳥取市湖山町北六丁目四四八 よしだ内科医院	平成三年四月十七日
八頭郡船岡町大字船岡五八五	平成三年五月一日	

鳥取医療生協勝 部診療所	気高郡青谷町大字紙屋六一四	別所医院	倉吉市瀬崎町二七三三	平成元年十二月二十七日
淀江クリニック	西伯郡淀江町大字淀江六八二	石医院	倉吉市西倉吉町二二一〇	平成三年六月一日
医療法人社団大 石医院	倉吉市西倉吉町二二一〇	アイ調剤薬局	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇	平成三年六月五日
上原整形外科医 院	東伯郡羽合町大字長瀬六八三	井歯科医院	米子市上後藤四丁目一四一	平成三年六月五日
上原整形外科医 院	東伯郡羽合町大字長瀬六八三	上原整形外科医 院	米子市上後藤四丁目一四一	平成三年六月五日
井歯科医院	米子市上後藤四丁目一四一	井歯科医院	米子市上後藤四丁目一四一	平成三年六月五日

## 鳥取県告示第四百九十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次とのおり告示する。

平成三年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
瀬川医院	八頭郡船岡町大字船岡五八五	平成三年四月一日
上林薬局	東伯郡赤崎町大字赤崎一三三	昭和六十二年三月十六日

## 鳥取県告示第四百九十九号

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四八年法律第百九号）第三条第二項の告示は、その効力を失つたので、同法第三条第五項の規定により、告示する。

平成三年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名又は名称	建 物 の 名 称	建 物 の 所 在 地
有限会社長谷川家具店	有限会社長谷川家具店	米子市道笑町一丁目三